

○浪江町住宅等鳥獣被害対策事業補助金交付要綱

(令和2年3月24日告示第28号)

改正 令和7年8月1日告示第117号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅等の鳥獣被害対策を支援することにより、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による避難中に町内に増加した有害鳥獣から、町民の生命と財産を守り、安心・安全な住環境整備の促進と家屋又は家屋の存する土地(以下「住宅等」という。)の被害防止を図り、もって居住人口の増加につなげるため、その鳥獣被害対策に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、浪江町補助金等の交付等に関する規則(昭和60年浪江町規則第12号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、住宅等の所有者とする。ただし、共有名義の場合でも、補助金対象者は1名に限るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、補助金を交付しない。

- (1) この要綱による補助金の交付累計金額が第4条第1項に定める補助金の限度額に達している者
- (2) 町税等を滞納している者

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、有害鳥獣から、浪江町内に自己が所有する住宅等への被害防止のために要した経費(以下「補助事業費」という。)とする。

2 補助対象事業費は、住宅内に生息する有害鳥獣の駆除、住宅への有害鳥獣の侵入を防止する塀、資材等(ワイヤーメッシュ、電気牧柵、コンパネ、アニマルネット、トタン、金網等)の購入費及び資材の設置に係る経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、第3条に規定する補助対象事業費とし、限度額は10万円とする。ただし、この要綱による補助金の交付を既に受けている場合の補助金の限度額は、累計で10万円とする。

2 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条第1項の申請は、浪江町住宅等鳥獣被害対策事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の位置図
- (2) 補助対象事業の内容がわかる図面及び見積書等の写し
- (3) 住宅等の登記簿謄本又は所有を証明する書類の写し
- (4) 町税等の未納がないことを証する書類
- (5) 補助金を入金する口座が確認できる預金通帳の写し
- (6) 土地の所有者以外が申請する補助対象事業(土地への工作物等の設置を伴うものに限る。)の場合は当該土地所有者が承諾したことを証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(補助金交付の決定)

第6条 町長は、規則第5条の規定により交付の決定をする場合は、浪江町住宅等鳥獣被害対策事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(計画変更の承認申請)

第7条 補助対象者は、第5条の補助金交付申請書の内容を変更する場合又は補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに浪江町住宅等鳥獣被害対策事業変更・中止承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の実施が困難になった場合は、当該年度の2月末日までに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金変更交付の決定)

第8条 町長は、前条の計画変更の承認申請書の提出があったときは、補助金交付の申請と同様の手続きを経て、変更又は中止の決定を、浪江町住宅等鳥獣被害対策事業変更・中止決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助対象事業が完了した場合は、規則第13条の規定による実績報告を浪江町住宅等鳥獣被害対策事業実績報告書(様式第5号)により、交付決定の日の属する年度の3月20日までに、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業費に係る領収書の写し
- (2) 補助対象箇所の施工前後の現場写真
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書が提出された場合は、これを審査し、その内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、規則第14条の規定により補助金の交付額を確定し、浪江町住宅等鳥獣被害対策事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 11 条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、浪江町住宅等鳥獣被害対策補助金交付請求書(様式第 7 号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。
(確認)

第 12 条 町長は、補助事業を適正に執行するため必要があると認めるときは、補助対象事業の状況について、施工の現場における確認を行うことができる。
(台帳の整備)

第 13 条 町長は、この要綱による補助金の交付状況について、浪江町住宅等鳥獣被害対策事業補助金交付台帳を整備しなければならない。
(補足)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 7 年 8 月 1 日告示第 117 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1(第 5 条関係)

浪江町住宅等鳥獣被害対策事業補助金交付申請書
[別紙参照]

様式第 2(第 6 条関係)

浪江町住宅等鳥獣被害対策事業補助金交付(不交付)決定通知書
[別紙参照]

様式第 3(第 7 条関係)

浪江町住宅等鳥獣被害対策事業変更・中止承認申請書
[別紙参照]

様式第 4(第 8 条関係)

浪江町住宅等鳥獣被害対策事業変更・中止決定通知書
[別紙参照]

様式第 5(第 9 条関係)

浪江町住宅等鳥獣被害対策事業実績報告書

[別紙参照]

様式第 6(第 10 条関係)

浪江町住宅等鳥獣被害対策事業補助金交付額確定通知書

[別紙参照]

様式第 7(第 11 条関係)

浪江町住宅等鳥獣被害対策補助金交付請求書

[別紙参照]